

留学手続きについて【私費留学】

1. 留学について

次のいずれかに該当する場合、教育学部では「留学」として扱います。

- ①所属する学部の教授会の許可を得て、外国の大学等高等教育機関に1学年または1学期相当期間（※1）在学し、教育を受けるもの。
- ②教授会の許可を得て、海外の研究機関に1学年または1学期相当期間在籍し、研究に従事し、または研修に参加するもの。

※1 1学年相当期間とは休業期間を含めて9ヶ月以上、1学期相当期間とは休業期間を含めて4ヶ月以上を指します。（但し、留学先のカリキュラムの都合で、多少不足する場合は考慮することがあります。）なお、語学研修（語学学校可）の場合は、1学年または1学期相当期間在学し、かつ1週15時間以上の授業時間が必要です。授業時間を証明できるカリキュラム説明書等を提出して下さい。

2. 申請手続きについて

- (1)「留学願」「留学計画書」を教育学部事務所に取得し記入する。
- (2) 学科専攻専修主任に各自連絡を取り面接を受け、留学願に署名・捺印を受ける。
※教員の連絡先は、教育学部ホームページ「在学生の方」>「科目登録」>「授業ガイド」に掲載されている教員連絡先一覧で確認すること。なお、現在の学科専修主任の一覧は、教育学部事務所前の掲示板に掲載していません。
- (3) 教育学部事務所に以下の書類を提出する。
①留学願 ②留学計画書 ③留学先が発行する入学許可証
④留学予定大学のカリキュラム・授業内容等が分かる資料 ⑤VISA（必要な場合のみ）
*①-④が揃った段階で申請できます。
*郵送可ですが、配達記録や簡易書留等にしてください。
- (4) 学生担当教務主任の承認を受ける。（面接を実施する場合があります。その際は事務所から連絡します。）
- (5) ほぼ毎月開催される教授会で承認後、学部から保証人宛に「承認通知」を送付。

3. 留学許可期間・申請時期

留学として認められる期間は、実際に渡航する期間ではなく以下ようになります。渡航前には学生担当教務主任との面接を行いますので、渡航までの期間に余裕をもって申請して下さい。

【1年間の留学】

留学許可期間	申請時期(目安)
4月1日～翌年3月31日	2月末迄
9月21日～翌年9月20日	6月末迄

【半期留学】

留学許可期間	申請時期(目安)
4月1日～9月20日	2月末迄
9月21日～翌年3月31日	6月末迄

4. 留学中の注意

- (1) 留学期間中であっても、Wasedaメールは随時チェックしてください。
- (2) 留学中に1～2回、留学経過報告を行ってください。また、留学予定（滞在先等）が変更になる場合は、教育学部事務所に報告してください。[E-mail または 文書]
- (3) 大学の施設やサービス（証明書の取得、定期健康診断の受診、裏面シールの交付等）は通常どおり利用できます。
- (4) 留学中の証明書発行は、国内の代理人を通じて窓口申込か、国内・海外からの郵送申込が可能です。詳細は教育学部ホームページ「卒業生の方」>「各種証明書の発行について」をご参照ください。
【URL】 https://www.waseda.jp/fedu/edu/alumni/#anc_2

5. 留学期間中の学費

当該学期の所定の学費等（授業料・教育環境整備費・実験実習料・学生読書室図書費・全学グローバル教育費<2014年度以降入学者のみ>等）を免除する代わりに、在籍料として5万円を学期ごとに徴収します（※）。

※学生健康互助会費・学会費・校友会費は留学期間中でも徴収します。

【注意事項】

学費引き落しの約1ヶ月前までに申請がないと、学費額の変更・停止ができなくなる場合があります。この場合、ご自身で金融機関に引き落としを止める手続きをして下さい。万一、支払う必要のない学費が引き落された場合は、後日届出口座に返金しますが、返金には数ヶ月かかりますのでご了承ください。

6. 留学期間前後の科目履修

(1) 留学をする場合、留学期間によって科目の取り扱いが異なりますのでご注意ください。

留学期間	科目登録方法
9月21日～翌年9月20日	・ 留学開始年度に履修した春学期科目は、留学開始年度の履修科目となる。 ・ 留学開始年度に履修していた通年科目は、復学年度秋学期に継続履修し、復学年度の履修科目とする。【継続履修制度】 ※ 復学年度に廃止・休講になっている科目は履修不可。ただし、その単位数分の秋学期科目を登録することが可能。復学後の秋学期科目については、9月に科目登録を行う。 → 留学開始年度春学期と復学年度秋学期の登録単位数の合計が年間履修制限単位数を超えることはできません。(留学開始年度の「春学期科目」登録単位数+復学年度の「秋学期科目」登録単位数 ≤ 年間制限履修単位数 (40 or 44 単位))
4月1日～9月20日	・ 9月に科目登録を行う。通年科目および春学期科目、夏季集中科目の履修は不可。 → 9月科目登録時には、通常の年間登録制限単位数 (40 or 44 単位) まで登録可能。
9月21日～翌年3月31日	・ 4月に登録していた科目のうち、春学期科目のみ留学年度の履修科目となる。登録済みの通年科目および秋学期科目は留学承認後に登録が取り消されます。 → 4月科目登録時には、通常の年間登録制限単位数 (40 or 44 単位) まで登録可能。
4月1日～翌年3月31日	・ 通常通り、春学期および秋学期の科目登録期間に科目登録を行う。 → 通常の年間登録制限単位数 (40 or 44 単位)

※ 復学年度に演習・卒論・卒研を履修予定の方で、留学中のために予備登録に参加できない方は、予め各学科専攻専修の教員または助手に問い合わせてください。

(2) 「帰国後登録 (新規登録)」 手続きについて

「帰国後登録」とは、留学から帰国した学期に、夏季/春季集中科目を新たに履修することができる制度です。必要な手続きについては、所定の期間に、ご自身で確認・申請していただく必要があります。詳細は教育学部ホームページ「在学生の方へ」 > 「休留学等」 > 「留学」 > 「科目登録について」 > 「帰国後登録」 をご参照ください。
【URL】 <https://www.waseda.jp/feclu/edu/students/abroad/>

7. 留学期間中に修得した単位の認定について

- (1) 留学期間中に留学先の大学等 (語学学校を除く。語学学校には、大学付属の語学学校も含まれます。) において修得した単位は、帰国後に本人が申請し学部が適当と認めたものに限り、卒業所定算入単位または随意科目として合計60単位 (他に認定した単位も含む) を上限として認定することができます。面接前に認定の可否についてはお答えできません。認定基準および手続きの詳細は復学手続き時にお知らせしますが、単位認定にあたっては、①単位認定を希望する科目のシラバスのコピー (留学先の科目シラバスと早稲田大学の科目シラバス両方提出) と②留学先の成績証明書 (原本) が必要となりますので、予めご注意ください。
- (2) 私費留学者の留学期間は在学期間 (卒業には在学期間が4年以上必要です) に算入されません。ただし、私費留学期間に修得した単位の認定を受け、かつ単位認定料 (2018年度: 文系 36,400 円/1 単位、理系 52,600 円/1 単位) を復学時に支払うことにより、私費留学期間を在学期間に算入することができます。なお、この場合の単位認定料は、留学期間免除した授業料および教育環境整備費相当額が上限となります。

8. 留学期間延長について

- (1) 継続を希望する場合は、必要書類の再度提出が必要になります。その場合は、教育学部事務所担当者までご連絡ください。
- (2) 在学中に留学できる期間は、原則として1年以内とします。ただし、特別の事情があり、教授会がその理由を承認した場合は、留学期間の延長を許可することがあります。

9. 留学許可の取り消し

留学生として不適当であると認められるような事情が生じた場合、また、事前の申請と了解なく計画を変更していた場合は、留学許可を取り消します。

10. 留学中の奨学金について

奨学金を受けている場合、留学が承認された時点で、奨学課にて異動手続きを行ってください(学生証・印鑑持参)。未手続のまま留学すると、今後の奨学金受給に支障が生じる場合があるので注意してください。

①奨学金登録

…留学中も可能ですが選考は復学後となります。※復学の時期によっては既に選考が終了している場合もあります。

②日本学生支援機構奨学金

…原則、留学中は休止となります。ただし所定の手続を行うことで、留学期間中も継続して奨学金を受給できる場合があります。継続を希望する場合は、「留学奨学金継続願」を奨学課に提出してください。なお、留学中は「継続手続」は免除されます。

※「留学奨学金継続願」は、奨学課ホームページ(学内外の奨学金)日本学生支援機構奨学金)各種願(届)奨学生の異動手続 (<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/aid/jasso/procedures/>) に掲載されております。

③学内奨学金

…採用年度の途中で留学しても返還の必要はありません。

④民間団体奨学金

…留学中の扱いについては各団体によって異なりますので、民間団体奨学金採用後に留学する場合は、事前に奨学課にお問い合わせください。

11. 復学手続きについて

復学日は、留学許可期間終了日の翌日(9月21日または4月1日)とします。復学手続期間・必要書類については、大学に登録されている保証人住所宛に復学日の約1ヶ月前に送付します。

12. その他

(1) 帰国後、教育実習・介護等体験に行く方は、事前に教育学部事務所に相談してください。

(2) 帰国後5年生となった場合は、授業料は4年生以下と同じ扱いとなりますが、学費振替日は延長生の日程となります。

詳細は、振替日約2週間前に送付する振替通知書で確認してください。なお、留学期間を除いて在学期間が4年を超えた場合は、学費算出方法が以下のとおりとなりますのでご注意ください。

【所定年限以上在学する場合の授業料等】

学籍状態が「休学」および「留学」の期間を除いた在学期間が4年を超える場合は、前学期終了時点での卒業所要単位の不足単位数をもとに算出します。(不足単位数=卒業所定単位数-前学期までの既得卒業算入単位数)

詳細は教育学部ホームページ「在学生の方へ」>「学費・奨学金」>「延長生の学費」をご参照ください。

【URL】 <https://www.waseda.jp/fedu/edu/students/tuition/>

以 上

** 問合せ先 *****

早稲田大学教育学部 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

TEL : 03-3202-2379 E-mail : school-of-education@lst.waseda.jp